

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(岡山県指定 第3373200199号)

当施設は、契約者に対して、指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※ 当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3」以上と、認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

指定介護老人福祉施設

高 梁 市 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 鶴 寿 荘

1. 事業者の概要

- (1) 事業者名称 高梁市
- (2) 事業者所在地 岡山県高梁市松原通2043番地
- (3) 管理者名 高梁市長 石田 芳生
- (4) 電話番号 0866-21-0200

2. ご利用施設

- (1) 施設の名称 高梁市特別養護老人ホーム鶴寿荘
- (2) 施設所在地 岡山県高梁市成羽町下原268番地1
- (3) 施設の種類 指定介護老人福祉施設（平成12年4月1日指定 岡山県3373200199号）
- (4) 施設長氏名 長船 祥司
- (5) 電話番号 0866-42-2001
- (6) 施設の目的 この施設は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、介護福祉施設サービスを提供します。
- (7) 運営方針 当施設においては、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するとともに、契約者の意思及び人格を尊重し、常に契約者の立場に立って介護福祉施設サービスを提供するように努めます。
- (8) 開設年月日 昭和63年9月26日
- (9) 利用定員 50名

3. 施設の概要

- (1) 施設の敷地 3,410.0m²
- (2) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階建
- (3) 建物延床面積 1,753.6m²
- (4) 併設事業 当施設では、次の事業を併設して実施しています。
[短期入所生活介護] 平成12年4月1日 岡山県3373200199号 定員4名
- (5) 周辺環境 鶴寿荘は、南に愛宕山を仰ぎ、北には清流成羽川のせせらぎを聞き、澄みきった空気と四季おりおりに変化する山々につつまれて、快適で充実した日々を過していただけます。鶴寿荘は、町並の中にありますが静かな場所で交通の便に恵まれています。協力病院の高梁市国民健康保険成羽病院は、隣接しているため車椅子のまま通院可能な距離にあります。

4. 居室等の概要

当施設では、次の居室・設備を用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋になります。

居室・設備の種類		室数	備考
居室	2人部屋	3室	1室19.2㎡
	4人部屋	12室	1室35.5㎡
食堂		1室	51.38㎡
機能訓練室		1室	103.0㎡ [主な設置機器] 移動式平行棒、歩行訓練用階段、肋木運動器、 肩関節輪転運動器、上肢相互運動器
一般浴室		1室	43.953㎡
機械浴室		1室	33.6㎡
医務・静養室		1室	34.72㎡
便所		5室	77.834㎡

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に設置が義務付けられている施設・設備です。

※ 居室の変更：契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況等により施設でその可否を決定します。又施設から契約者や他の入所者の心身の状況等により居室の変更をお願いする場合があります。

※ 空床利用：契約者が入院・外泊時に居室を短期入所生活介護で空床利用させていただく場合があります。その場合、利用期間中については入院・外泊時費用は発生しません。

5. 職員の配置状況

当施設では、契約者に対して介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。

＜職員の配置状況＞ ※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 所 長（施設長）	1名	1名
2. 医 師（非常勤嘱託医）	1名	1名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 介護職員	14名	17名
5. 看護職員	3名	
6. 機能訓練指導員（看護職員と兼務）	（1名）	1名
7. 介護支援専門員（介護職員と兼務）	（1名）	1名
8. 管理栄養士	1名	1名
9. 調理員	5名	

＜職員の勤務体制＞

職 種 (職 務)	勤 務 体 制
1. 所 長 (施設長)	日 勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 1 名
2. 医 師 (非常勤嘱託医)	毎週水曜日 1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 3 0 1 名
3. 生活相談員	日 勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 1 名
4. 介護職員	標準的な時間帯における配置人員 早 出 7 : 1 5 ~ 1 6 : 0 0 3 名 遅 出 1 0 : 1 5 ~ 1 9 : 0 0 3 名 準 夜 1 6 : 0 0 ~ 0 : 4 5 2 名 深 夜 0 : 4 0 ~ 9 : 2 5 2 名
5. 看護職員	標準的な時間帯における配置人員 早 出 7 : 3 0 ~ 1 6 : 1 5 1 名 日 勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 1 名 遅 出 9 : 1 5 ~ 1 8 : 0 0 1 名
6. 機能訓練指導員 (看護職員と兼務)	日 勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 1 名
7. 介護支援専門員 (介護職員と兼務)	日 勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 1 名
8. 管理栄養士	日 勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 1 名
9. 調理員	標準的な時間帯における配置人員 早 出 6 : 0 0 ~ 1 4 : 4 5 1 名 日勤1 7 : 0 0 ~ 1 5 : 4 5 1 名 日勤2 9 : 1 5 ~ 1 8 : 0 0 1 名 遅 出 1 0 : 1 5 ~ 1 9 : 0 0 1 名

6. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、契約者に対して次のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについては、次の2つがあります。

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額を契約者にご負担いただく場合 |
|---|

(1) 介護保険給付対象サービス (契約書第2条参照)

次のサービスについては、契約者の介護保険負担割合証に基づき、介護保険から給付されます (法定代理受領を前提としています)。

<サービスの種類>

① 食事（材料費及び調理費を除く）

- ・当施設の管理栄養士が立てる献立表により、栄養並びに契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。献立表は、1・2階の廊下に掲示しています。
- ・食べられないものやアレルギーがある方は、事前にご相談ください。
- ・契約者の自立支援のため、できるだけ離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食 7：45～8：30 昼食 12：00～12：45 夕食 18：00～18：45

②入浴・清拭

- ・入浴日：月曜日～土曜日
- ・入浴時間：9：00～16：00
- ・契約者の状態に合わせて入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきり等で座位がとれない場合は、機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排せつ

- ・契約者の状態に合わせて排せつ介助を行うと共に、排せつの自立に向けて適切に援助を行います。
- ・おむつを使用する方に対しては、1日6回の交換を行うと共に、必要な場合はこれを超えて交換を行います。

④離床・着替え等

- ・寝たきり防止のため、契約者の状態に合わせて、できる限り離床を促します。
- ・生活リズムを整え、適切な整容や毎朝夕の着替えが行われるよう配慮します。
- ・シーツ交換は週1回、洗濯は必要に応じて実施します。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員（看護職員と兼務）が、契約者の状態に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行います。

⑥健康管理

- ・当施設の医師（非常勤嘱託医）により、週1回診察日を設けて看護職員と共に契約者の健康管理に努めます。又、契約者の体調悪化等の緊急時には、必要に応じて、次の協力病院等に責任をもって引き継ぐとともに、契約者の家族等に速やかに連絡します。
- ・入所中の医療の提供について、医療を必要とする場合、契約者の希望により、当施設の医師の指示を受け、次の協力病院において診療や入院治療を受けることができます。（ただし、協力病院での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。又、協力病院での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）
- ・契約者が、協力病院に通院する際には、その介添えについてできる限り配慮します。

<当施設の嘱託医師・協力病院>

(囑託医師)

医師氏名 足立 俊典 (高梁市国民健康保険成羽病院)

診療科 内科

診察日時 毎週水曜日 14:00～15:30

(協力病院)

名称 高梁市国民健康保険成羽病院

所在地 高梁市成羽町下原301番地

診療科 外科・内科・整形外科・小児科・婦人科・耳鼻咽喉科・皮膚科・眼科

⑦相談及び援助

- ・当施設は、契約者及びその家族等からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、必要な援助を行うよう努めます。

(相談窓口)

生活相談員 西村 宏美

<サービス利用料金> (契約書第5条、第6条参照)

別紙「高梁市特別養護老人ホーム鶴寿荘 料金表」により、契約者の要介護度に応じたサービス利用料金（施設サービス費及び加算料金）から介護保険給付額（保険給付分）を差し引いた差額分（自己負担分：契約者の介護保険負担割合証に基づく額）をお支払い下さい。

- ※ 契約者が要介護認定を受けていない場合は、サービス利用料金を全額（10割）お支払いいただきます。その後、要介護の認定を受けた場合は、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 介護保険給付対象サービス及び下記の介護保険給付対象外サービス（食費及び居住費の基準費用額）のサービス利用料金について、法改正等により介護給付費体系等の変更があった場合、当該サービス利用料金が変更になります。又、介護保険給付対象外サービス（食費及び居住費の基準費用額を除く）については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、契約者に対して1か月以上前に文書にて説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができるものとする。その際に、契約者は、変更に同意することができない場合には、当施設との介護福祉施設サービス契約を解約することができます。
- ※ 高額介護サービス費：同月中に利用した介護保険給付対象サービスの自己負担分の合計額が高額になり、自己負担上限額を超えた場合は、保険者である市町村に申請することにより、超えた分が「高額介護サービス費」として保険者より後から支給されます（償還払い）。

(2) 介護保険給付対象外サービス (契約書第3条、第5条参照)

以下のサービスについては、利用料金の全額が契約者のご負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食事の提供に要する費用（材料費及び調理費）

契約者に提供する食事の材料及び調理にかかる費用です。国が定める基準費用額をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証が発行されている方につきましては、認定証に記載された食費額（１日あたり）のご負担となります。

●利用料金：別紙「高梁市特別養護老人ホーム鶴寿荘 料金表」のとおり

（入院・外泊時の食費について）

入院・外泊をした場合、入院・外泊日の翌日から施設に戻って来た日の前日までは食費のご負担はありません。

（欠食について）

外泊等で、食事が不要な場合は、前日までに申し出ください。前日までに申し出があった場合には、食費はご負担いただきません。

②居住に要する費用（光熱水費及び室料）

当施設の居室・設備を利用して生活するにあたり、光熱水費及び室料について国が定める基準費用額をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証が発行されている方につきましては、認定証に記載された居住費額（１日あたり）のご負担となります。

●利用料金：別紙「高梁市特別養護老人ホーム鶴寿荘 料金表」のとおり

（入院・外泊時の費用について）

入院・外泊をした場合、入院・外泊日の翌日から介護保険給付対象の入院・外泊時費用が発生します。ただし、契約者の同意の上で居室を短期入所生活介護で空床利用させていただく場合、その利用期間中については入院・外泊時費用は発生しません。

※ 居室にテレビなどの電化製品を持ち込んだ場合は、別に電気代をご負担いただきます。

●利用料金：（１器具につき）１日につき５０円

③特別の食事

契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

●利用料金：１食につき実費

④理容サービス

毎月第１・４木曜日に、理容師の出張による理容サービスをご利用いただけます。

●利用料金：１回につき実費

⑤金銭出納管理サービス

契約者から通帳や印鑑等を預かり保管した上で、日常生活に必要な費用等の支払い等の代行を行うサービスです。このサービスの利用は任意で、別途契約が必要となります。

（責任者）所長 （補助者）生活相談員

※ 印鑑と通帳をそれぞれ責任者と補助者が管理し、別々の金庫に施錠して保管します。

●利用料金：下表のとおり（高梁市特別養護老人ホーム条例に基づく）

種 別	利 用 料
金銭出納管理サービス（基本サービス）	1 か月につき 200 円
日常生活に必要な費用の支払い	出納1 回ごとに 100 円
公租公課（税金、国民健康保険料等）支払い	1 回につき 100 円
医療費の支払い	1 回につき 100 円
介護保険高額介護サービス費支給申請	1 回につき 100 円

⑥レクリエーション行事・クラブ活動

当施設で行うレクリエーション行事やクラブ活動（書道、手芸、園芸など）に任意で参加していただくことができます。

●利用料金：交通費、入場料、材料代等の実費

（主なレクリエーション行事予定）

月	区分	行 事 と そ の 内 容	備 考
1 月		お正月（新年のお祝い・おせち料理）	
2 月		節分（豆まき）	
3 月		雛祭（お雛様の飾付け）	
4 月		上旬－お花見（白谷の桜見物）	
5 月		上旬－春の外出（つつじ見物など）	
6 月		七夕（七夕の飾付け）	
7 月		成羽愛宕花火の見物	
9 月		敬老の日式典	
10 月		荘内運動会	
11 月		上旬－秋の外出（紅葉狩りなど）	
12 月		クリスマス・忘年会	

⑦複写物の交付

契約者及びその家族等は、サービス提供についての記録（サービス提供から5年間保存）をいつでも閲覧することができます。又、その複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

●利用料金：1 枚につき10 円

⑧日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金など契約者の日常生活に要する費用で契約者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。ただし、おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

●利用料金：実費

⑨居室の明け渡しまでの費用（契約書第22条参照）

契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日あたり）は、契約者の要介護度に応じ、厚生労働大臣が定める介護サービス費、食費及び居住費の合計額（高梁市特別養護老人ホーム条例に定める額）となり、契約者が、要介護認定で自立、又は要支援と判定された場合も同様となります。

⑩医療について

当施設の医師（非常勤嘱託医）による健康管理や療養指導につきましては、介護保険給付対象サービスに含まれています。それ以外の医療につきましては、協力病院等への通院等により対応しますので、医療保険の適用により、別途ご負担していただくことになります。協力病院以外の医療機関への通院（搬送）を希望、又は必要とされる場合に発生する交通費については、実費相当をご負担していただきます。又、当施設の看護師等の同行が必要になる場合の交通費についても、実費相当をご負担していただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

上記（1）、（2）の利用料金は、1か月ごとに計算し請求しますので、翌月15日までに次のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービス利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額となります。）

ア. 指定金融機関での納付書払

イ. 下記指定口座への振り込み（自動引落のみ）

ゆうちょ銀行 郵便振替口座番号 01340-8-960720

住 所 岡山県高梁市松原通2043番地

加入者名 高梁市会計管理者

中国銀行 指定口座

住 所 岡山県高梁市松原通2043番地

加入者名 高梁市会計管理者

トマト銀行 指定口座

住 所 岡山県高梁市松原通2043番地

加入者名 高梁市会計管理者

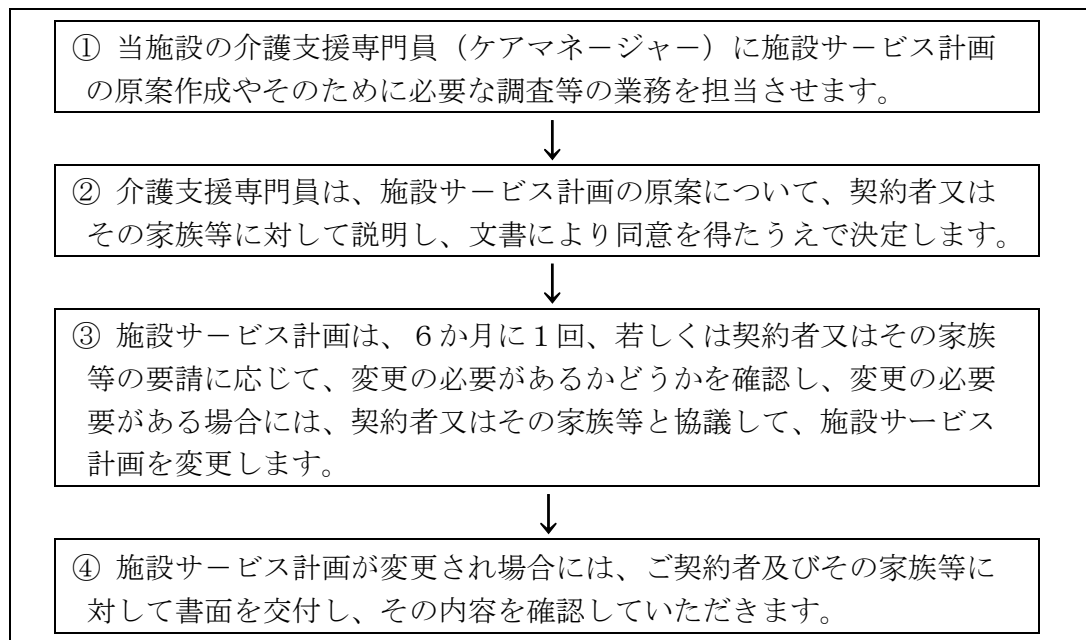
晴の国岡山農業協同組合 指定口座

住 所 岡山県高梁市松原通2043番地

加入者名 高梁市会計管理者

7. 契約締結からサービス提供までの流れ（契約書第4条参照）

契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画書（ケアプラン）」に定めます。「施設サービス計画書（ケアプラン）」の決定及びその変更は次の通り行います。



8. 守秘義務（契約書第 1 1 条参照）

当施設において、契約者にサービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項は、介護保険法等の規定に基づき正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。また職員が退職後、在職中にサービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らすことのないように配慮します。ただし、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供します。その他、契約者の円滑な退所のために必要な援助を行う場合に、契約者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ契約者又はその家族等に、書面により同意を得るものとします。

9. 事故発生時の対応及び損害賠償責任（契約書第 1 2 条、第 1 3 条参照）

当施設において、契約者に対するサービスの提供にあたって事故が発生した場合及び病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には速やかに当施設の医師（非常勤嘱託医）又は協力病院と連絡をとり、救急治療あるいは入院等必要な措置を行うとともに契約者の家族等又は身元引受人等関係者に連絡いたします。事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者が置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

10. 身体拘束について

当施設では原則身体拘束は行いません。ただし、契約者や他入所者等の生命・身体に危険が及ぶ場合など緊急やむを得ない場合にはこれを行うことがあります。やむを得ず身体拘束を行う場合には契約者、その家族等、各専門職で十分検討したのち「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に内容を記載し、同意していただきます。その後、経過観察記録をつけ、随時再検討し拘束の解除に努めます。

11. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）（契約書第15条参照）

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。従って次のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、次の事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、契約者は退所となります。

- ① 契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定の更新等により、契約者の心身の状況が自立、要支援1若しくは2、又は要介護1若しくは2と判定された場合
ただし、要介護1若しくは2と判定された場合は、特例入所の要件に該当する場合又は契約者が、平成27年3月31日以前から、施設に入所している場合は、適用しません。
- ③ 事業者が解散した場合、又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
- ④ 当施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当施設が介護保険法による指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- ⑥ 契約者から退所の申し出があった場合（詳細は次の(1)をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は次の(2)をご参照下さい。）

(1) 契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第16条、第17条参照）

契約者は、当施設からの退所をいつでも申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、次の事項に該当する場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 当施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ 契約者が入院した場合
- ④ 事業者又は職員が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者又は職員が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者又は職員が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つける、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の入所者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの退所の申し出（契約解除）（契約書第18条参照）

次の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 契約者が、故意又は重大な過失により、事業者、職員、若しくは他の入所者等の生命・身体・財物・信用等を傷つける、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、若しくは入院した場合
＜契約者が病院等に入院された場合の対応について＞
当施設に入所中、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は次のとおりです。
 - (1) 短期入院の場合
1か月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は13泊）の短期入院の場合は退院後再び施設に入所することができます。ただし、入院期間中は、介護保険給付対象の入院・外泊時費用をご負担していただきます。なお居室を短期入所生活介護で空床利用させていただいた場合は費用のご負担はありません。
 - (2) (1)の期間を超える入院の場合（3か月以内の入院）
上記の入院期間を超える場合、3か月以内に退院された場合は退院後再び施設に入所することができます。ただし、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に施設の受入準備が整っていない場合には、施設に併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。
 - (3) 長期入院の場合
3か月以内の退院が見込めない場合、契約を解除する場合があります。この場合、当施設に再度入所申込みをいただいても、優先的に入所することはできません。
- ⑤ 契約者が介護老人保健施設、又は介護療養型医療施設等に入所した場合
- ⑥ 契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をするおそれが極めて大きく、事業者において十分な対応を尽くしてもこれを防止できない場合
- ⑦ 契約者が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがない場合

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第19条参照）

契約者が当施設を退所する場合には、契約者の希望により、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な次の援助を契約者に対して速やかに行います。

- ① 適切な病院若しくは診療所、又は介護老人保健施設等の紹介
- ② 居宅介護支援事業者の紹介
- ③ その他保健医療サービス、又は福祉サービスの提供者の紹介

12. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている入所者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、次の事項をお守りください。

(1) 持込みの制限

入所にあたり、次のもの以外は原則として持ち込むことができません。

テレビ、ラジカセ、電気毛布類、各種衣類、日常生活用品等（その他については職員にご相談ください）。又、私物には全てお名前のご記入をお願いいたします。

(2) 面会

- ・面会時間 10:30～13:45
- ・来訪時は事務所職員に届け出てください（面会票の記入）。なお、施設や職員にお土産や金銭を渡すことはご遠慮ください。
- ・時間外に面会をご希望される場合は、前もって事務所へ届け出てください。
- ・ペットや危険物のお持ち込み、風邪等のご病気のときの面会のご遠慮下さい。
- ・契約者や他の入所者に食べ物を渡す場合は、必ず職員に事前に確認をしてください。季節によっては生モノの持ち込みをお断りすることがあります。

(3) 外出・外泊（契約書第21条参照）

- ・外出又は外泊される場合は、契約者の健康管理上必ず職員に事前に申し出てください（外出・外泊申請書の記入）。又、外泊される場合は、外泊開始日の2日前までに届け出てください。ただし、外泊については、その日数に応じて介護保険給付対象の入院・外泊時費用をご負担いただきます。

(4) 施設・設備の利用上の注意（契約書第8条、第9条参照）

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ・故意、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設や設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者の自己負担により原状回復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- ・騒音など他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。又、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。

13. 身元引受人・残置物引取人について（契約書第23条、第25条参照）

契約締結にあたり、「身元引受人」を定めていただきます。ただし、社会通念上、契約者に身元引受人を定めることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。又、契約が終了した後、当施設に残された契約者の所持品（残置物）を契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」をお願いすることがあります。当施設は、契約が終了する際に、残置物引取人に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引き渡しにかかる費用については、契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※ 入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

14. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、下記の専用窓口にて受付、又は施設の事務所窓口に苦情受付ボックス（意見箱）を設置しています。

○受付窓口	生活相談員 西村 宏美 （責任者） 所長 長船 祥司
○受付時間	毎週月曜日～金曜日（祝日除く） 8：30～17：15
○相談方法	電話：（0866）42-2001 又は 面談

（2）行政機関やその他苦情相談機関

問合わせ先	電話番号
高梁市 福祉課（施設指導係） 高齢者支援課（介護保険係）	0866 - 21 - 0266 0866 - 21 - 0299
岡山県国民健康保険団体連合会	086 - 223 - 8811

（3）苦情解決について

苦情については、生活相談員が受付し、事実等を調査・確認し、介護福祉士、看護師、管理栄養士において解決のため協議を行い、申し出者にその内容、対応策等を説明し了解を得ることにしています。なお、申し出者の納得が得られない場合は、所長を含め再協議し、所長から申し出者に処理の内容を説明します。また、所長は、苦情内容が当施設の設置した窓口では対応しきれないと判断した場合には、すみやかに上記の（2）の機関などが設置する苦情解決機関に斡旋を申し出るなどの対応をします。なお苦情解決終了後は、その記録を5年間記録を保存します。

15. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無 <なし>

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明をおこないました。

指定介護老人福祉施設 高梁市特別養護老人ホーム鶴寿荘

管 理 者 所 管 長 長 船 祥 司

説 明 者 生活相談員 西 村 宏 美 (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

(契約者) 住 所 〒

氏 名 (印)

(契約者の家族等) 住 所 〒

氏 名 (印)

続 柄

(身元引受人) 住 所 〒

氏 名 (印)

続 柄

(別紙)

令和6年8月1日現在

＜高梁市特別養護老人ホーム鶴寿荘 料金表＞

※介護保険給付対象サービス(施設サービス費及び加算料金)については、契約者の介護保険負担割合証に基づき負担割合が決定します。下表の自己負担分は1割の方の場合で、その他の方の場合は割合を乗じた金額になります。

介護保険給付対象サービス	介護度別		施設 サービス費 (10割/1日)	保険 給付分 (9割/1日)	自己 負担分 (1割/1日)	自己 負担分 (31日)
	①基本 料金	要介護 1	5,890	5,301	589	18,259
		要介護 2	6,590	5,931	659	20,429
		要介護 3	7,320	6,588	732	22,692
		要介護 4	8,020	7,218	802	24,862
		要介護 5	8,710	7,839	871	27,001
	加算の種類		加算 料金 (10割/1日)	保険 給付分 (9割/1日)	自己 負担分 (1割/1日)	自己 負担分 (31日)
	②体制 加算	1. 日常生活継続支援加算	360	324	36	1,116
③個別 加算	1. 初期加算 (入所日より30日間)	300	270	30	900	
	2. 入院・外泊時費用	2,460	2,214	246	(月に6日まで)	
	3. 外泊時在宅サービス利用の費用	5,600	5,040	560	(月に6日まで)	
介護保険給付対象外サービス	利用者負担段階		食費 (1日)	居住費 (1日)	食費・居住費 (1日)	食費・居住費 (31日)
	④食費・ 居住費	第 1 段階	300	0	300	9,300
		第 2 段階	390	430	820	25,420
		第 3 段階①	650	430	1,080	33,480
		第 3 段階②	1,360	430	1,790	55,490
		第 4 段階	1,445	915	2,360	73,160
	主なサービスの種類		内容			利用料金
	⑤その 他	理容サービス	理容師の出張による理容サービス			実費
		レクリエーション行事・クラブ活動	施設で行うレクリエーション行事やクラブ活動			実費
		電気代(1器具につき)	テレビなど電化製品を持ち込んだ場合			50円/日
		金銭出納管理サービス	日常生活に必要な費用等の支払い等			条例に基づく

(参考) 要介護5, 負担1割, 第4段階, 31日利用の場合 ①27,001+②1,116+③900+④73,160=102,177円

※ これは目安の料金です。個別加算やその他費用等の負担によって、実際の料金は異なります。

※ 当施設に該当する主な加算の種類及び条件について、裏面に記載していますのでご確認ください。

(主な加算の種類及び条件)

加算の種類	加算の条件
日常生活継続 支援加算	次の1)～3)のいずれかを満たす場合、かつ、入所者数に対して介護福祉士が一定割合以上（入所者6人に1人以上）配置されている場合に加算されます。 1) 算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護度4 又は5 の者の占める割合が70%以上である。 2) 算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者の割合が65%以上である。 3) たんの吸引等が必要な者の占める割合が入所者の15%以上である。
看護体制加算 (Ⅰ)	常勤の看護師を1人以上配置している場合に加算されます。
初期加算	施設に入所、又は30日を超える入院後に、再び施設に入所された場合、入所日から起算して30日の期間、初期加算料金が加算されます（入院していた期間は除きます）。
入院・外泊時 費用	病院に入院した場合、及び居宅等において外泊をした場合に発生します。ただし、1か月に6日（入院又は外泊の初日及び最終日は含みません）が限度となります。なお、月をまたぐ入院・外泊の場合は、最高12 日となります。
外泊時在宅サ ービス利用の 費用	施設の介護支援専門が外泊時用に在宅サービス利用について計画を作成するとともに、従業者又は指定介護サービス事業者等と連絡調整を行い、外泊時にサービス利用をした場合に発生します。1ヶ月に6日が限度となりますが、月をまたぐ場合は最高12日となります。